

多国籍企業の利益移転 ——税源侵食の「故意」——

進藤直義

はじめに

- I. アメリカ多国籍企業の海外子会社への利益移転事例
- II. OECDのBEPS（税源侵食と利益移転）の行動計画
- III. アメリカ内国歳入庁の行動計画
- IV. 企業税務戦略の「故意」と租税逃れの「故意」
 1. 企業税務戦略
 2. 租税回避と租税逃れ
 3. アメリカ合衆国 対 バーガー 連邦最高裁判所判決（1971年）
おわりに

はじめに

2015年2月、アメリカのオバマ大統領は2016会計年度の予算教書を公表した¹。

予算教書は政策方針や計画であり法案ではないが、議会の承認を経たものは法制化される。この予算教書の税制改革案の中において、アメリカに本社を有し海外子会社に利益蓄積している多国籍企業への課税が提案されている。アメリカ政府はアメリカに本社を有する多国籍企業の海外子会社留保利益に対し1回だけ14%の課税をし、さらに今後の海外子会社の稼得する利益に最大19%の法人課税をすることができる法案である²。

また、OECD（経済協力開発機構）においては、多国籍企業による税源侵食に対する加盟国の対応策が検討されていた。2015年2月にOECDの国際課税の新ルールが最終決着し、連結売上高が7億5千万ユーロ（日本円で約1,000億円）の企業は、2017年度末事業年度から文書提出が義務付けられることが決定された。提出すべき文書は①マスター・ファイル（企業グループ全体の構造・戦略に関する情報）②ローカル・ファイル（海外子会社の経営・取引に関する情報）③国別レポート（子会社別の収益・納税額・試算などの情報）からなる。マスター・ファイルおよびローカル・ファイルは海外子会社を通じ各国当局へ提出し、国別レポートは本社から本国当局へ提出する文書提出手続ルートも決定され、2015年2月現在において適用除外規定はない³。

なお、OECDとG20に加盟する40か国程度がタックスヘイブン税制を全面的に導入するこ

¹ General Explanation Administration's Fiscal Year 2016 Revenue Proposals.

² 日本経済新聞（2015年3月23日発行）記事参照、なお、海外子会社の過年度留保利益に課税を行おうとする税制は他国の課税権の侵害や税法上の論点があり問題となる。
なお、この課税案は特定財源である「高速道路信託基金」が2015年7月末で枯渇することによる財源補填対策である（日本経済新聞（2015年7月23日発行）記事）。

³ 日本経済新聞（2015年3月9日発行）記事参照。

とが2017年後半までに合意されることになっている⁴。

さらに、国際的三重課税についての二国間協議紛争解決期間の短縮化、海外ペーパー・カンパニーへ特許権等の移転を用いた所得移転への課税、企業への節税策を行った税理士等の当局に対する報告義務について2015年度中にOECDは原案を作成する予定となっている⁵。

そこで、アメリカ多国籍企業の海外子会社への利益移転事例を検討し、OECDのBEPS（税源侵食と利益移転）の行動計画、アメリカ内国歳入庁の国際課税に関する行動計画の動向に触れる。それとともに多国籍企業による企業税務戦略の「故意」と租税逃れの「故意」と違法性との関係とを検討する。

I. アメリカ多国籍企業の海外子会社への利益移転事例

1. ウォルト・ディズニー社⁶

ヨーロッパなどで得た利益を配当・利子等でルクセンブルグ子会社に吸い上げている。

ルクセンブルグ子会社に集めた利益は、2010年からの4年間で約10億ユーロ（約1,300億円）。ルクセンブルグの税率は約29%であるが、一定の条件の配当・利子収入は非課税であるため実質的税負担は0.3%以下となっている。

2. マクドナルド社⁷

ヨーロッパの販売店のロイヤリティー等をルクセンブルグ子会社に集めており、2013年までの5年間でルクセンブルグ子会社の収入は約37億ユーロであったが、ルクセンブルグでの税負担は5年間で約1,600万ユーロであった。

3. アップル社⁸

アップル社の所有する特許権等の無形資産をアイルランド子会社に移し、この無形資産から得た全世界の所得をアイルランド子会社に帰属させた。このため、アメリカでは2009年度から2011年度については無形資産から生じた所得には課税が生じていない。

各国のアップル子会社はアイルランド子会社に対して、実施権使用料等の費用支払いをすることにより課税所得が減少する。また、実施権使用料等の費用支払いを受けたアイルランド子会社は外国法人（アメリカ法人）として取り扱われるため、アイルランドの税制によりアイルランドの租税負担が減額される。

アイルランド税法では、内国法人と外国法人の判断基準は管理支配基準を用いている。そこで、アメリカに管理支配があるアイルランドの法人は外国法人として取り扱われる。このため、アイルランドの内国法人としての法人税は適用されない。これに対して、アメリカ税法ではチェック・ボックス（法人所得税の納税義務者かどうかの判断基準）⁹により判断されるため

⁴ 日本経済新聞（2015年8月13日発行）記事。

⁵ 日本経済新聞（2015年9月1日発行）記事。

⁶ 日本経済新聞（2015年3月9日発行）記事、前掲、注（3）。

⁷ 日本経済新聞（2015年3月9日発行）記事、前掲、注（3）。

⁸ 加本 亘『国際タックスプランニングの実務』33頁以下参照（中央経済社2014年）。

⁹ 事業主体の定義：米国財務省規則26CFR301.7701-2。

アイルランド子会社は会社ではなく、アメリカ会社の支店として取扱われる。このアイルランド税法とアメリカ税法との取扱の違いを用いることにより、いずれの国の法人課税を免れることができる。このような税制上の違いを利用した租税負担の軽減策は「ハイブリッド・ミスマッチ」と言われる。

なお、2014年9月、EUは1991年および2007年にアップル社とアイルランド税務当局とが合意した取扱はアイルランド政府からの補助金に該当し、EU法に違反する見解を示した。

4. スターバックス社¹⁰

アメリカに本社を有するコーヒーショップ・チェーンを事業とするスターバックス社は、欧州における管理・商社機能拠点会社としてスイスに子会社を設立した。また、コーヒー豆の物流・焙煎拠点としてオランダに子会社を設立した。コーヒー豆の輸入については、スイス子会社が原産地国に発注し、コーヒー豆はオランダ子会社の物流施設に搬入され、焙煎が行われた。コーヒー豆の輸入価額はスイス子会社の購買価額に20%のマージンを上乗せしてオランダ子会社に搬入された。

イギリス子会社のスターバックスは、焙煎したコーヒー豆をオランダ子会社から輸入し、イギリス子会社はスターバックスのライセンス使用料として売上高の6%をスイス子会社に支払っていた。なお、欧州子会社の設備資金・運転資金の調達・管理は、アメリカ本社が行っていた。このため、欧州子会社の借入利息はアメリカ本社に支払われた。

イギリス子会社のスターバックスは1998年度から2011年度までに合計約48億ポンド（約3,830億円）の売上を計上していたが、800万ポンド（約10.2億円）だけしかイギリスにおいて納税していなかった。このため、イギリス議会においてスターバックス社は厳しい批判を受けることになった。

スイスの連邦法人税の税率は8.5%であり、連邦法人税については外国法人についての優遇措置はない。州・市町村税は外国法人に対して優遇措置を設けている。

スターバックス社はスイス子会社に適用される優遇措置を活用することにより、ヨーロッパ海外事業にかかる法人実効税率を2011年度において13%程度に抑えていたとされる。

5. アマゾン社

海外子会社とのコスト・シェアリング契約を2年間で約1億ドル以上していることが論争となっており、租税裁判所で係争中である。2014年11月から審理が開始している。

(Amazon.com, Inc. v. Commissioner of I. R. S, T. C. Dkt. 31197-12.)

6. その他の会社

メドトロニック社については内国歳入法第482,367 (d) 条が論点となっており、2015年2月から租税裁判所において審理が開始している。

(Medtronic v. Commissioner of I. R. S, T. C. Dkt. 6944-11.)

スリーエム社はブラジルに子会社を設立していた。内国歳入法第482条に基づ

特定事業主体の分類：米国財務省規則26CFR301.7701-3.

¹⁰ 中里 実他編著『クロスボーダー取引課税のフロンティア』20頁以下（2014年）。

き、ブラジル子会社からスリーエム本社にロイヤリティーを計上すべきと所得割当てしたことが論点となっており、2013年3月から租税裁判所において審理が開始した。

なお、ブラジル法では、外国親会社に対してロイヤリティー支払いを認めていない。

(3M Company v. Commissioner of I. R. S, T. C. Dkt. 5816-13.)

II. OECDのBEPS（税源侵食と利益移転）の行動計画

OECD（経済協力開発機構）は、2013年7月モスクワにおいてBEPS（base erosion and profit shifting）（税源侵食と利益移転）計画を議題として取り上げた¹¹。

(1) デジタル経済に立ち向かう対応 (2) ハイブリッド・ミスマッチ調整の効果の中立性 (3) 支配された外国会社ルールの強化 (4) 利息所得控除およびその他の財務的支払いによるベース・イロージョン（base erosion）の限度 (5) 透明性および実態を配慮した、より有効である有害な税務実務に対する対応 (6) 条約濫用の防止 (7) 恒久的施設規定の技巧的な回避の防止 (8, 9, 10) 無形資産、リスクおよび資本、その他のハイ・リスク取引から生ずる価値に移転価格から生ずることに関係することを確認すること (11) BEPSにおけるデータの収集および分析のための方法の確立、それをするための行動 (12) 積極的タックス・プランニング計画についての納税者に対する開示要求 (13) 移転価格文書の再吟味 (14) 最も有効な解決メカニズムを議論させること (15) 利害関係国がBEPS作業および相互間条約の改定の進展させる補完的評価できるようにするため、多数国が参加できる手段を発展させること。行動プランの最終期限は、2015年12月としている。

移転価格については、2015年2月にOECDの国際課税の新ルールが最終決着しており連結売上高が7億5千万ユーロ（日本円で約1,000億円）の企業は、2017年度末事業年度から文書提出が義務付けられることが決定されている。

OECDのこれまでの検討議題としては、2012年に無形資産の取扱が取り上げられていた。

また、2014年3月の議題としては条約の濫用が取り上げられている¹²。

条約の濫用（Treaty Abuse）

(a) 恩典制限規定（a limitation-on-benefits provision “LOB clause”）

(b) 「主要目的」テスト（“main purpose” test）のフォームにおける一般的濫用防止ルール

(c) 二重住所事業体や第三国における低率課税の恒久的施設など特定の特別な状況について

の他の濫用防止規定

国内法における条約濫用防止規定の適用を妨げるものではない。

また、ハイブリッド・ミスマッチについての定義規定が示された¹³。

ハイブリッド・ミスマッチ（“Hybrid Mismatches”）

1. ハイブリッド財務手法（譲渡も含む）支払いを受けた管轄下の法の下、課税所得として取り扱われない財務手法の下にされた所得控除できる支払いの場合

¹¹ James P. Fuller, Fenwick& West LLP Mountain View, California “TAX EXECUTIVES INSTITUTE/SAN JOSE STATE UNIVERSITY U. S. INTERNATIONAL TAX DEVELOPMENTS” November 10, 2014, p. 81.

¹² James P. Fuller 他, 前掲, 注 (10) p. 86.

¹³ James P. Fuller 他, 前掲, 注 (10) p. 87.

2. ハイブリッド事業体の支払い 所得控除が無視される結果をもたらすとか、他の管轄において二次的所得控除の引き金になるとかハイブリッド支払い者の特性により異なる場合

3. リバース・ハイブリッドおよびインポータドミスマッチ これは、支払いを受けた中間媒介者が受領において課税されない支払いをカバーするものである。

これらのルールの対象とする二つの種類の調整がある。

(a) 中間媒介者の管轄と投資者の管轄の双方において支払いが無視される結果をもたらす中間媒介者の特性が異なる場合の調整（リバース・ハイブリッド）

(b) 中間媒介者が分離されたハイブリッド・ミスマッチの当事者であり、その支払いがその調整により所得控除されることに対して相殺される場合（インポータド・ミスマッチ）

なお、電子商取引などでデジタル経済に対する対応策も検討課題となっている。

デジタル経済 デジタル製品・サービスの販売および使用から生じた価値について、どのように課税されるべきかの議論 Nexus（連鎖関係）、Data（データ）、特性、付加価値税等

Ⅲ. アメリカ内国歳入庁の行動計画

1. 移転価格税制

2014年2月、内国歳入庁は新しい「移転価格監査ロード・マップ」を発行した。

移転価格監査にかかる時間の短縮化、調査の正確化を目指しての行動計画である。

ロード・マップは、「移転価格事案は、事実関係において通常、勝つか負けるかである。」と述べており、事実関係の正確な判断が重要であるとしている。移転価格監査の目的は、事案の事実と状況の下、合理的な結果を決定することにある。移転価格調査は「魚釣り探索」（“fishing expeditions”）（事実の探求における理論）について、有効に配慮して、焦点を絞り、書類化を企画することにあるとしている。

2. 国際課税その他

また、国際課税に関して、国家間情報交換が必要であるが、1996年スイス租税条約は「適切な基準を用いずに「情報交換制限」をしており、「租税詐欺と同様である」とボブ・スタック（Bob Stack）財務省副長官は上院外国関係委員会で述べている¹⁴。

なお、国際的なM&Aが活発となってきており、アメリカに本社を有し海外子会社に利益留保している会社が外国会社を買収されるとアメリカ会社の株式が外国会社の株式へと「転化」（“INVERSIONS”）するため、海外子会社の留保利益に対してアメリカ政府が課税できないことも生じている。そこで、「転化」（“INVERSIONS”）IRC § 7874についての暫定規則を発行し、外国買収会社の特定の株式については、所有部分として配慮しないものとしている¹⁵。

なお、コモンローの見せかけ取引の法理は、経済的実態の法理と類似のルールであり、経済

¹⁴ James P. Fuller 他、前掲、注（10）p. 22.

¹⁵ James P. Fuller 他、前掲、注（10）p. 33.

的実態の法理の40%のペナルティーが課される¹⁶。

IV. 企業税務戦略の「故意」と租税逃れの「故意」

1. 企業税務戦略

企業の用いるタックス・プランニングの目的としては、税引き後利益の最大化であり、この目的は企業活動の目的と同じものと考えられている¹⁷。そこで、単に税負担のみを軽くするものではなく、税引き前利益を含めたトータルな企業戦略として位置付けられる。

欧米企業において機関投資家、証券アナリスト、企業経営者等は、株主資本利益率（ROE）、1株当たりの利益（EPS）、フリー・キャッシュ・フロー（FCF）等の経営指標を重視している。

これらの指標は、税引き後利益の多寡により大きな影響を受け、租税負担を最小にすることにより、これらの指標も比較企業に比べて優位になる。そこで、国際的に活動する多国籍企業は総合的な経営戦略の一環としてタックス・プランニングを用いることになる。

経営活動の一環として用いられるタックス・プランニングにおいては、税務対策の企画・立案・実行等行われる。この際に行われる意思決定や判断は「意図的」・「故意」に行われる行為である。タックス・プランニングとは、「現在および将来の課税期間における租税債務の最小化を目的とし租税選択の相違をシステムックに分析すること」¹⁸とされる。

そして、法律上の要件、法律適用の選択可能性、租税恩典等とともに違法性の有無も検討してタックス・プランニングが行われている。

2. 租税回避と租税逃れ

アメリカにおいて、租税回避（Tax Avoidance）とは、法律によって認められた方法による租税の減額¹⁹、合法的にタックス・ライアビリティ（租税債務）を減少させることであり、タックス・プランニングと同様の意味とされている²⁰。

これに対して、税金逃れ（Tax Evasion）とは、法律によって認められない方法により租税を免れるか、減らす方法とされる²¹。そこで、租税回避と税金逃れとの区別の判断基準は、合法性の有無が基準となっている。なお、アメリカやイギリス等の判例法（コモンロー体系）の国では、制定法の条文のみならず、判例法で確立した法理論も合法性の判断基準として用いられることになる。これに対して、我が国やドイツ等の成文法体系の国においては、制定法の条文の適用・解釈を通じて合法であるか、違法であるかが判断される。そこで、租税回避と税金逃れの定義や判断基準について、アメリカとは異なることが生ずる。

合法性の有無の判断は、あくまで自国の法律に対して自国の管轄権の及ぶ範囲で判断される。しかしながら、世界の各国は会社法制、産業法制、税法、財務会計基準等がそれぞれ異なっており、産業振興や企業誘致等の税制上の優遇措置も設けている。

¹⁶ James P. Fuller 他、前掲、注（10） p. 26.

¹⁷ 渡辺智之『税務戦略入門—タックス・プランニングの基本と事例』（2005）1頁。

¹⁸ D. Larry Crumbley, Jack P. Friedman, Susan B. Anders “Dictionary of Tax Terms” p. 300.

¹⁹ D. Larry Crumbley 他 “Dictionary of Tax Terms” 前掲、注（17） p. 293.

²⁰ Robert Sellers Smith, West’s Tax Law Dictionary (St. Pau, MN: WestGroup, 1998) p. 876.

²¹ D. Larry Crumbley 他 “Dictionary of Tax Terms” 前掲、注（17） p. 296.

そこで、多国籍企業は各国の法律に準拠して企業活動を行っていても、各国の法制の違いを利用して企業グループ全体の租税負担を軽減することが可能である。

3. アメリカ合衆国 対 バーガー 連邦最高裁判所判決（1971年） （“UNITED STATES v. BERGER, NO. 69 CR. 496, 325 F. Supp. 1297 (1971)”）

事案の概要

コロニアル社（Colonial Corporation of America）はニューヨーク市に本社があり、シャツやブラウス等の製造・卸の低価格アパレル会社であり、ソル・バーガーと婦人が全株式を所有していた。

1959年に株式公開し、バーガーの保有株式は発行済み株式の38%となった。

1959年、ジャマイカにコロニアル社が全株式保有するジャマイカ・コロニアル・シャツ会社を設立した。ジャマイカに子会社を設立した理由は、いわゆるオフショア会社（offshore corporation）であり、設立から7年間はジャマイカの税金は除外される恩典があったこと、人件費が低かったことである。ジャマイカの子会社は、シャツやブラウス等の最終製品を製造し、アメリカのコロニアル社に全量を輸出していた。素材（fabric）および材料（糸、ボタン、ラベル）はアメリカのコロニアル社が日本等から輸入し、ジャマイカ子会社に提供していた。1966年、バーガーは全株式を売却し、コロニアル社はカイザー・ロス会社と合併した。

内国歳入庁の判断

アメリカ本社のコロニアル社が、ジャマイカ子会社に対して不当な利益移転を行い課税逃れしているとして内国歳入法第482条に基づき税額不足を通知した。

ジャマイカ子会社からコロニアル社が輸入する際の関税について内国歳入法第1401条aの「みなし価額」（“constructed value”）を適用していた。しかし、コロニアル社とジャマイカ子会社の取引は、独立当事者間価格（arm’s length）ではなく、内国歳入庁側はコロニアル社がジャマイカ子会社に提供する素材および材料の販売価格は低いと判断した。

	ジャマイカ社の利益率		素材および材料のジャマイカ社の輸入価額	
	コロニアル社側	内国歳入庁側	コロニアル社側	内国歳入庁側
1962年	28%	6%	261,370ドル	294,251ドル
1963年	28%	13%	192,121ドル	237,023ドル
1964年	29%	9%	307,668ドル	383,412ドル

また、コロニアル社からジャマイカ社へ四半期ごとに約5,000ドルから75,000ドルの支出をしており、コロニアル社は経費として処理していた。この支出については、社長のバーガーと帳簿記帳係りのみが管理し別帳簿で記帳していた。

内国歳入庁側は、バーガーが「故意の」（“willfully”）の課税逃れを行っていたとして刑事訴追した。

連邦政府は、18ヶ月の拘留（15ヶ月の執行猶予、1年以上の釈放禁止付）および30,000ド

ルの罰金の刑事罰をバーガーに対して課した。

連邦第二巡回裁判所の判断

コロニアル社からジャマイカ社へ四半期ごとに約5,000ドルから75,000ドルの支出をして所得控除しているが、ジャマイカ社の循環的な製造のための支出ではなく、コロニアル社の支出として所得控除されるべきではない。ジャマイカ社への寄付金拠出又は資金貸付と考えられるべきである。

- (1) 不服申立人（バーガー）がコロニアル社の帳簿係りに毎四半期ごとに5,000ドルから75,000ドルの金額をジャマイカ社へ移し変えコロニアル社の記帳に支出として処理するように指示していた。
- (2) 偽りの記帳を続けて別記録する彼（バーガー）および彼（バーガー）だけが別記録を帳簿係から受取っていたこと。
- (3) 彼（バーガー）は、コロニアル社のすべての他の役員、会計係、外部の監査人からこの手続きを隠していたこと。

刑法上の意図（criminal intent）は証拠資料に基づき、合理的に疑いの余地がないとして地方裁判所の判断を是認した。

連邦裁判所の判断

論点は、

- (1) 納税申告に加えてアメリカ・コロニアル社が実質的課税を支払うべきであり負担すべきか。
- (2) 被告のソル・バーガーは、追加的租税の支払いを免れもしくは、破ろうと試みていたか。
- (3) 彼（バーガー）は、「故意に」（“willfully”）にそうしていたか。

「故意」という用語は、法の要件もしくは許容について不注意又は不可避又は誤解することから区別された、法に背くための特別な悪意を有したわざと自発的で目的を有する行動である。すべての証拠およびソル・バーガーが帳簿係のミリガン（Mrs. Milligan）に宛てた手紙の記載を証拠として、「故意」の要件に合理的に疑いの余地がないとして刑事罰の有罪を認めた。

おわりに

アメリカ多国籍企業の海外子会社への利益移転について、国際課税上の問題や動向を簡単に検討した。OECDにおいて2017年事業度末から一定規模以上の多国籍企業は企業内取引関連資料の提出が義務付けられることが決定された。このため、企業内取引関連資料の提出を義務付けられる多国籍企業の事務負担や税務対応負担が増加することが予想される。また、税務当局側も国際取引や所得移転の適否判断のための「事実と状況」の適正な判断を行うためには膨大な資料を調査する必要があり、人員や事務負担が増加する。さらに、税制は各国で異なり、各国の利害関係も異なっている。このため、世界各国の協調と軋轢も生ずることもあり、最終利益極大化をめざしたタックス・プランニングにより企業経営を行っている多国籍企業と各国との軋轢も生ずることも予想される。

なお、租税法の論点として節税・租税回避・脱税との境界線の判断基準の問題がある。アメリカの判例法では、「故意」に「違法であること」を認識して、租税負担を免たり、不当な軽

減をした場合が脱税に該当するとされている。しかし、国際課税法上、「違法性」の判断については、各国の法制や税制が異なるため今後とも問題となる課題と思われる。